

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 4 日

関係所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部事務局長

公立学校共済組合員証等の送付について

公立学校共済組合員・互助会員資格を取得した教職員へ速やかに組合員証等を交付するため、本人分に限り特例として、申告書等の提出を待たずに、加入予定者に送付いたします。対象者が組合員資格を有すること、対象者の氏名・カナ・生年月日等を御確認の上、お渡し願います。

なお、対象者が組合員とならない場合はお手数ですが、速やかに下記担当まで御連絡願います。

また、申告書等は、地方公務員等共済組合法施行規程第93条、公立学校共済組合運営規則第12条により提出が必須となっておりますので、必ず御提出ください。ただし、すでに御提出済みの場合は、改めて提出していただく必要はありません。なお、御提出いただけない場合は、住所や短期給付口座が登録できないため、給付金の振込等に影響することがあります。

なお、今回の特例措置は、共済組合員・互助会員本人に限ったものであり、被扶養者証については、申告書の審査が終わった後、順次交付いたします。

記

【今回送付したもの】

- 1 組合員証
- 2 公立学校共済組合員証等の交付を受けられた方へ

※交付を受けた方が複数いる場合は、所属所で人数分コピーして該当者に渡してください。

担 当：〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21

公立学校共済組合埼玉支部資格管理担当

(埼玉県教育局教育総務部福利課内)

電 話：048-830-6694

FAX：048-824-2638

公立学校共済組合員証等の交付を受けられた方へ

次の点の御確認等をお願いします。

御確認いただく事項

- 1 記載内容（氏名、生年月日、性別、資格取得年月日）を御確認ください。
- 2 裏面に住所を御記入ください。
- 3 「臓器提供意思表示欄」への御記入は任意です。御記入された場合で、その内容を他者に知られたくない場合は、同封の「意思表示欄保護シール」を貼付してください。
- 4 満70歳から74歳までの方には、公立学校共済組合組合員証のほかに「公立学校共済組合高齢受給者証」を別途交付します。

今後、御留意いただく事項

- 1 公立学校共済組合員・（一財）埼玉県教職員互助会員申告書（様式第1号の1）
未提出の場合は、必ず申告書（様式第1号の1）を御提出ください。
- 2 被扶養者の資格取得がある場合は、速やかに公立学校共済組合員・（一財）埼玉県教職員互助会員被扶養者申告書（様式第1号の2）を御提出ください。
- 3 組合員の退職や被扶養者の資格取消等があった場合は、速やかに申告書（様式第1号の1・様式第1号の2）の御提出と組合員証等の返納を行ってください。
- 4 資格喪失後に組合員証等を使用することはできません。医療機関等を受診した場合には、共済組合・互助会が負担した医療費を返納していただきます。
- 5 組合員証等を紛失した場合は、警察署に遺失届を提出し、公立学校共済組合埼玉支部へ再交付申請をしてください。
- 6 組合員証等の文字が擦れている場合は、病院等で組合員証等を使って受診ができず全額自己負担になってしまう場合がありますので、再交付申請をしてください。

内容等の不備や御不明な点がございましたら、資格管理担当へ御連絡ください。

<お問合せ先>

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21

公立学校共済組合埼玉支部資格管理担当
（埼玉県教育局教育総務部福利課内）

電話：048-830-6694

組合員証を受け取られた方へ

年金を受給している方は、「年金受給権者再就職届書」の提出が必要です！

※被扶養者の方は対象外です。

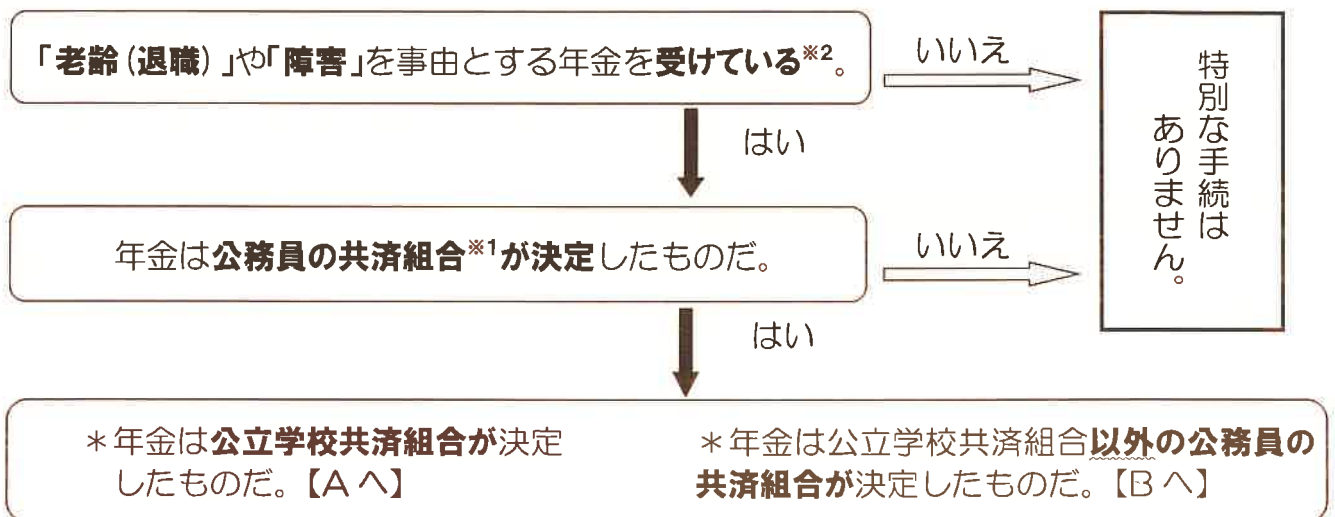
公務員の共済組合^{※1}から「老齢(退職)年金」や「障害年金」を受けている方^{※2}が、公立学校共済組合員の一般組合員の資格を取得した場合（公立学校等に採用、転入、再就職された場合）は、必要な手続があります。

下のチャートでご確認の上、【A】【B】に該当する方で、必要な書類を提出していない方は、下記担当までお早めにご提出ください。ご不明な点については、下記担当までお問合せください。

※1 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合（公立学校／地方職員／市町村職員／警察等）をすべて含みます。ただし、私学共済は含みません。

※2 全額支給停止になっている場合や、請求中の場合も含みます。

《確認チャート》



	【A】	【B】
手続に必要な提出書類	①「年金受給権者再就職届書」 →公立学校共済組合本部 HP からダウンロードしてください。 ※年金証書の添付は不要です。	①「年金受給権者再就職届書」 →年金を決定した元の共済組合が定めた様式を使用してください。 ②「年金証書」の原本 (私学共済及び日本年金機構の年金証書は添付不要です。)
手続後の年金	・在職による年金の支給停止の処理が行われ、年金額が調整されます。(一部または全額が支給停止)	・在職による年金の支給停止の処理が行われ、年金額が調整されます。(一部または全額が支給停止) ・元の共済組合から年金を受け取れるのは公立共済への加入月分までです。加入の翌月分からは公立共済が年金を決定し直し、支給します。
手続遅延の影響	・在職による年金の支給停止の処理が行われず、年金の過払いが生じてしまいます。 ・過払い金は、次に支給される年金で精算されます。	・在職による年金の支給停止の処理が行われず、年金の過払いが生じてしまいます。 ・過払い金は、元の共済組合へご自身で返金することになります。

20 歳以上 60 歳未満の 一般組合員の資格取得者 被扶養配偶者資格取得者 の皆さまへ

国民年金への加入案内が届いてしまうことがあります。

公立学校共済組合で一般組合員の資格を取得した方、一般組合員の配偶者で被扶養者の資格を取得した方^{※1}のうち、20 歳以上 60 歳未満の方については、年金制度上、国民年金の被保険者資格も取得したことになりますので、**国民年金への加入手続は必要ありません。**

しかし、共済組合で資格を取得してから2か月を過ぎた頃に、日本年金機構から「被保険者資格取得勧奨」「国民年金適用勧奨」等と書かれた加入案内が送られることがあります。

※1 65 歳以上の組合員の被扶養配偶者の方は、20 歳以上 60 歳未満であってもご自身で国民年金への加入が必要となります。（ただし、組合員の老齢年金受給権の有無により例外があります。）

◎どうして国民年金への加入案内が届くのですか。

皆さまが「公立学校共済組合で一般組合員または被扶養配偶者としての資格を取得した」という情報が、共済組合を通じて日本年金機構へ到達するまでに一定の期間を要します。そのため、資格取得から2か月を過ぎても日本年金機構へ情報が届かなかった場合に、日本年金機構が皆さまを「年金制度に未加入の状態が続いている方」と認識し、加入案内が送られてしまうのです。

◎加入案内が届いたら、どうすればよいのですか。

皆さまが手続を行う必要はありません^{※2}。

共済組合での資格取得情報が日本年金機構へ到達し次第、記録の整備が行われますので、**国民年金への加入案内にある届出等を行わないようお願いいたします。**

※2 ただし、共済組合への提出書類が不足しているために加入案内が届くケースもありますので、共済組合へ未提出の書類（被扶養配偶者に係る「国民年金第3号被保険者関係届」等）がありましたら、お早めにご提出をお願いします。

共済組合が行う資格取得情報のシステム処理の都合上、日本年金機構への情報到達が通常より遅延し、更なる加入案内が届いてしまうことがあります。その場合は、大変お手数ですが、下記担当までお知らせくださるようお願いいたします。